## 第5編 給与(大月都留広域事務組合職員の特殊勤務手当支給条例)

○大月都留広域事務組合職員の特殊勤務手当支給条例

改正 昭和 63 年 7 月 11 日条例第 4 号 平成 10 年 3 月 6 日条例第 2 号 平成 17 年 3 月 31 日条例第 1 号 平成 30 年 7 月 30 日条例第 3 号

(趣旨)

第1条 この条例は、大月都留広域事務組合職員給与条例(昭和42年条例第6号。以下「給与条例」という。)第22条の規定に基づき、特殊勤務手当の支給について必要な事項を定めるものとする。

(特殊勤務手当の種類)

- 第2条 特殊勤務手当(以下「手当」という。)の種類は、次のとおりとする。
  - (1) 危険手当
  - (2) 廃棄物処理施設技術管理者手当
  - (3) 危険物取扱主任手当

(支給範囲及び手当の額)

- 第3条 前条に規定する手当を受ける者の範囲及び手当の額は、別表に定めるところによる。 (支給の方法)
- 第4条 手当の支給方法は、次に掲げるもののほか給料支給の例による。
  - (1) 月額手当をうける職員が、私傷病又は公務に属さない事故により手当の計算期間において 勤務しない日が5日以上にわたるときは、5日を超える日数につき日額で減額する。
  - (2) 休職及び出動停止の期間中は、その支給を停止する。
- 2 手当は、その月分を翌月の給料支給日に支給する。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則

- 1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 大月都留衛生組合職員の特殊勤務手当支給条例(昭和51年条例第4号)は、廃止する。

附 則(昭和63年7月11日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、大月都留衛生組合規約の一部を改正する規約(昭和63年規約第1号)の施行の日から適用する。

附 則(平成10年3月6日条例第2号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日条例第1号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成30年7月30日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 別表 (第3条関係)

種類	基準	金額	支 給 対 象
(1) 危 険 手 当	日額	200 円	し尿又はごみ処理作業に従事する職 員
(2) 廃棄物処理施設技術管理者手当	月額	2,000 円	技術管理者の資格を有する職員で組 合長から任命された職員
(3) 危険物取扱主任手当	月額	2,000 円	危険物を取扱う資格を有する職員で 組合長から任命された職員

## 備考

技術管理者に任命された者が危険物取扱主任に、危険物取扱主任に任命された者が技術管理者に任命されても、手当は、重複支給しない。